お知らせ

サツマイモ機械等貸し出し

市は、サツマイモ生産振興および耕作放棄地解消のために、畝立て機やウッドチッパー等を貸し出しています。機械や利用条件等の詳細は市ホームページをご覧ください。貸し出しを希望する方は、最寄りの各ＪＡ営農経済センターまでご連絡ください。

問産業部 農林課
☎81-2511

そば栽培の生産拡大を支援

販売を目的に、そば栽培を行う農家・事業者に補助金を交付します。

●**補助要件**
①販売を目的としていること
②新規作付または規模拡大分のほ場であること
③10a以上の作付を行っていること

●**補助金額**　10,000 円 /10a
●**申請期限**　8 月 29 日（金）

問産業部 農林課
☎81-2511

国民年金保険料申請免除等特例措置の廃止

東日本大震災に伴い避難を余儀なくされた方を対象に、国民年金保険料の申請免除等に特例措置が設けられていましたが、当時田村市にお住まいだった方の特例措置は 6 年度で廃止となりました。国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

問市民部 市民課 ☎82-1112

道路・河川クリーンアップ作戦

身近な道路・河川など暮らしの環境を大切にする気持ちを地域の方々と共有するため、道路・河川美化作業の環境整備を実施します。各地区による道路や河川の草刈り、ごみ拾いなど、市民の皆さんのご協力をお願いします。
なお、実施日、作業内容等につきましては、各行政区長よりお知らせがあります。
また、万が一作業中にケガをした場合は、各行政区長または下記担当までご連絡ください。

問建設部 建設課 ☎81-2513、
各行政局 産業建設係

児童手当

6 月 6 日（金）は児童手当（4 月分・5 月分）の支給日です。金額は支給日以降に通帳等の記帳によりご確認ください。また、児童の養育状況が変わっていなければ、一部の方を除いて現況届の提出は不要です。

【現況届が必要な方】
・支給要件児童の戸籍や住民票がない場合
・離婚協議中で配偶者と別居している場合
・配偶者からの暴力などで避難しており、住民票の所在地が田村市と異なる場合
・その他、田村市から提出の案内があった場合
※ 5 月下旬に対象の方へ現況届を送付していますので、6月30日（月）までに提出してください。

問保健福祉部 こども未来課
☎82-1000

収入保険補助

●**対象者**
7 年または 8 年から収入保険に初めて加入する農業者（個人、法人）
※過去に当該補助を受けたことのない者に限る。

●**補助額**
加入者が負担する保険料の 1 / 3。収入保険の加入申請時に保険料助成申請書を提出ください。

問 NOSAI 福島 田村出張所
☎82-0249

食品の放射性物質測定

●**受付場所**
市役所、都路行政局

●**受付時間**
市役所：午前 9 時～午後 5 時
※平日のみ
都路行政局：午前 9 時～午後 5 時
※月・火のみ

●**申し込み方法**
近くの測定受付窓口へお持ちください。

●**測定費用**　無料

●**測定対象**
自宅などで収穫された自家用の野菜、山菜やきのこなど、飲料に供する引き水や井戸水等。
通年受け付けておりますので、お気軽にお申し込みください。

●**留意点**
・測定品は 500g（水は 1 ℓ 以上）必要です。
・土や泥を洗い流し、ビニール袋に入れてお持ちください。

●**結果通知**
検査結果は測定品の返却時に直接お渡しするか、郵送でお送りします。

問・申産業部 農林課
☎81-2511

広告欄　Advertisement

有料広告募集中
問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ

市水田農業再生特別対策事業

水田農業再生のため、水田の面的整備・施設整備等の取り組みに対して、田村市地域農業再生協議会独自の基金により支援を行います。

●**対象者**
平成27、28、29年のいずれかの年に生産数量目標（転作）を達成した個人・任意団体および、その取り組みに協力した者、新規就農者または認定農業者である者　ほか

●**対象地**
水田（再生可能な不作付地・耕作放棄地を含む）

●**対象作物**
水稲以外の作物

●**事業内容**
①面的整備事業
水田の乾地化（明暗渠の排水等）、荒廃水田の整備（除草、整地等）
②施設・機械整備事業
パイプハウスおよびその付帯設備、果樹棚等
③生産支援事業
初期生産資材の支援（苗、マルチ、肥料等）
④鳥獣被害対策支援事業
鳥獣被害防止資材設置への支援（電気牧柵、ネット等）
⑤生産性向上支援事業
定植・収穫用機械等導入への支援（地域振興作物（トマト、サヤインゲン、ナス等）用の機械等の導入）

●**その他**
（1）申請者は①～④の事業を重複して申請できますが、④だけの申請はできません。
（2）申請者は交付決定後、5 年間は営農を継続する必要があります。

問田村市地域農業再生協議会
（福島さくら農業協同組合たむら統括センター内）
☎82-6171

農業制度資金の特例措置等のご案内

福島県では、農業経営に係る設備資金や運転資金等を低利で融資する農業制度資金をご用意しております。東日本大震災による被害を受け、農業経営を再開予定の方、または農業経営再開後 2 年を経過していない方等は、融資が無利子となる特例措置があるほか、その他の場合も対象資金における優遇措置があります。詳しくは「福島県　東日本大震災金融支援」で検索いただくか、二次元コードを読み込み、リーフレットにてご確認ください。

問福島県農業経済課
☎024-521-7349

不動産取得税

●**不動産取得税とは？**
不動産を取得したときにかかる県の税金です。
・土地：売買、贈与、交換など
・家屋：建築（新築・増築・改築）、売買、贈与、交換など

●**不動産を取得したら 60 日以内に申告を！**
取得した日から 60 日以内に「不動産の取得に関する申告書」を県中地方振興局県税部に提出してください。

●**納税額の計算方法**
納税額＝①不動産の価格×②税率
①不動産の価格※＝市の固定資産課税台帳に登録されている価格
※実際の購入価格ではありません。
②土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%

●**軽減措置をご利用ください**
住宅や住宅用の土地を取得した場合、申請で軽減措置（一定要件あり）を受けられます。

問県中地方振興局 県税部
☎024-935-1254

田村市の人口

令和７年５月１日現在
総人口　**31,992** 人
世帯数　**12,322** 世帯
＼ ４月の出生数 **4** 人 ／

この数値は、令和２年国勢調査の確定値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。
※国・県の公表結果と異なる場合があります。

主な問い合わせ先

●田村市役所　〒 963-4393
田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
☎81-2111（代表）　FAX81-2522

※時間外の緊急時連絡先　☎81-1220

※市民の声専用ダイヤル　☎82-0066

●滝根行政局　〒 963-3692
田村市滝根町神俣字関場 118 番地
☎78-2111（代表）　FAX78-3710

●大越行政局　〒 963-4192
田村市大越町上大越字水神宮 62 番地 1
☎79-2111（代表）　FAX79-2115

●都路行政局　〒 963-4701
田村市都路町古道字本町 33 番地 4
☎75-2111（代表）　FAX75-2844

●常葉行政局　〒 963-4692
田村市常葉町常葉字町裏 1 番地
☎77-2111（代表）　FAX77-2115

休日・延長窓口の開設案内

●取扱業務…各種証明書の発行のみ
【休日窓口】
●開設日…日曜日
●場　所…田村市役所 本庁
●時　間…午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分
【延長窓口】
●開設日…毎週木曜日（祝日を除く）
●場　所…田村市役所 本庁
●時　間…午後 5 時 15 分～午後 6 時 30 分
※各行政局の延長窓口は廃止となりました。

上水道の窓口案内

●上下水道局　上下水道課
〒 963-4312
田村市船引町船引字上川原 33 番地
☎82-1527 FAX82-4564

●漏水事故・水質異常がある場合は、ご連絡ください。
●開栓・閉栓は平日（土日・祝日を除く）の午前 9 時～午後 4 時に行います。
申込みは、3 営業日前までの平日にご連絡ください。

オンライン申請はコチラ▶▶

暮らしの税情報

今月の納期限【6月30日（月）】

●市県民税…1 期
問市民部 税務課 ☎81-2119